

平成29年度第1回建設工事における入札・契約制度の改正  
説明会  
【平成29年10月1日施行】

日時：平成29年9月12日（火）11:00～ 大崎合庁1階大会議室  
13日（水）11:00～ 登米合庁5階大会議室  
21日（木）11:00～ 自治会館2階  
22日（金）11:00～ 自治会館2階

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 説明事項

- (1) 建設工事における調査基準価格及び失格判断基準額の改定について
- (2) 建設関連業務における調査基準価格の改定について
- (3) 建設関連業務における総合評価落札方式「簡易型（実績重視型）」の追加導入について
- (4) 地域維持型建設共同企業体（地域維持型JV）制度の導入について

4 質疑応答

5 閉 会

~ MEMO ~

# 建設工事における調査基準価格及び失格判断基準額の改定について

宮城県

平成29年10月施行

## 調査基準価格及び失格判断基準額について

### 【調査基準価格とは】

・入札額が「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」又は「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるとき」に該当するかどうかを調査するための基準となる価格。

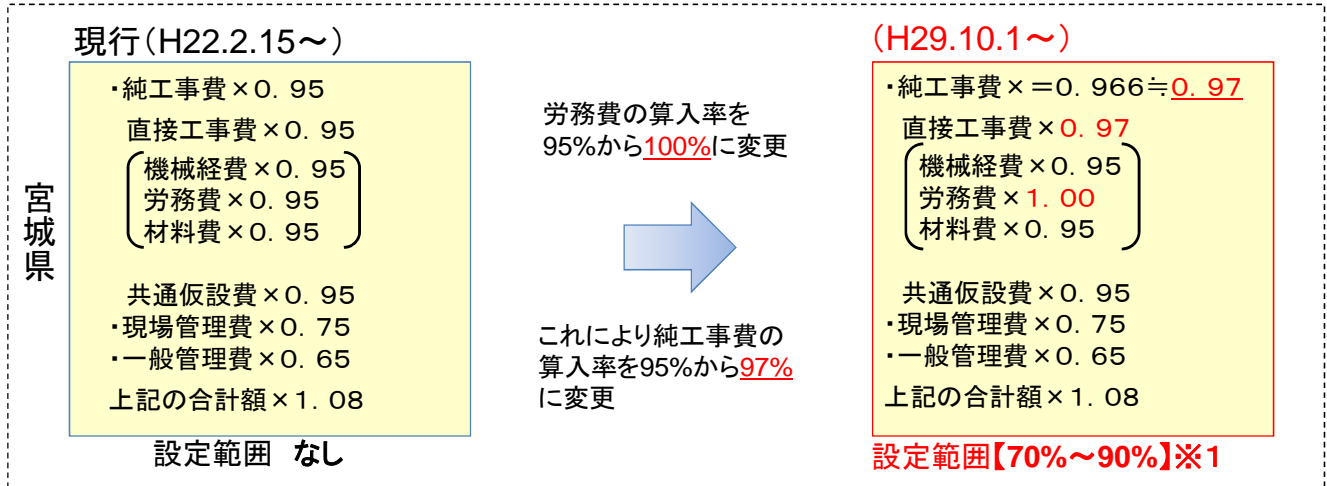
### 【失格判断基準額とは】

・調査基準価格を下回る入札において、諸経費などに対して設定するもので、それを下回った場合、採算性を考慮していない無理な入札として落札不相当と判断するための基準となる額。

・失格判断基準額を上回り、落札不相当とならなかった調査対象者には、さらに履行能力確認調査を行って落札者を決定する。

建設工事の調査基準価格は、国土交通省の平成28年度4月改定と同水準の宮城県独自モデルで運用してきたが、平成29年4月より国土交通省が公共工事の品質確保及び現場作業員等の適切な賃金確保のため、調査基準価格の引き上げを実施したことを受け、本県においても平成29年10月1日より国土交通省と同程度の改定を行うもの。

(赤字部が今回改定)



※1 設計額に対する調査基準価格の上限、下限の設定範囲を国に準じて7/10~9/10とする。

失格判断基準額は、宮城県独自モデルにより運用している。(国土交通省は失格判断基準の運用なし) 調査基準価格の労務費算入率の改定にあわせ、相当する「失格判断基準額1」の「全入札者の純工事費相当額の平均額に乘じる数値」を0.95から0.97に改定するもの。

(赤字部が今回改定)

有効入札者数	1~2者	3~4者	5者以上
失格判断基準額1 (純工事費基準)	適用外	全入札者の純工事費相当額の平均額 × 0.95 → <u>0.97</u>	全入札者から純工事費相当額の最高金額の1者と最低金額の1者を除外した入札者の純工事費相当額の平均額 × 0.95 → <u>0.97</u>
		各入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額を上回る場合については、設計額の純工事費相当額に置き換える	
		各入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額に90%を乗じた額を下回る場合については、設計額の純工事費相当額の90%に置き換える	
失格判断基準額2 (現場管理費基準)	設計額における現場管理費相当額 × 0.7		
失格判断基準額3 (一般管理費基準)	設計額における一般管理費相当額 × 0.6		
失格判断基準額4 (元下請適正化基準)	(直接工事費における想定下請入札率 ÷ 入札率) 想定下請入札率 = 下請金額の合計額 ÷ Σ (各細別の下請金額 ÷ 各細別の入札率)		
	当分の間は、適用外とする。		

調査基準価格の改定と同様に労務費の算入分の率を引き上げる。

# 建設関連業務における調査基準価格の改定について

宮城県

平成29年10月施行

## 調査基準価格及び失格判断基準額について

### 【調査基準価格とは】

・入札額が「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」又は「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるとき」に該当するかどうかを調査するための基準となる価格。

### 【失格判断基準額とは】

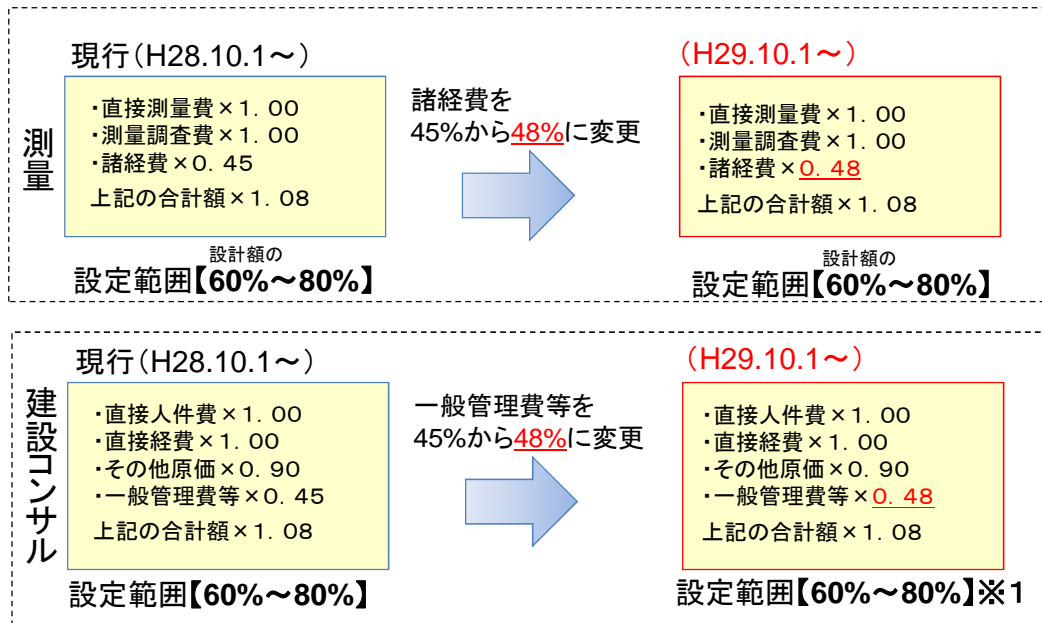
・調査基準価格を下回る入札において、諸経費などに対して設定するもので、それを下回った場合、採算性を考慮していない無理な入札として落札不相当と判断するための基準となる額。

・失格判断基準額を上回り、落札不相当とならなかった調査対象者には、さらに履行能力確認調査を行って落札者を決定する。

# 建設関連業務における調査基準価格の改定について 宮城県

建設関連業務の調査基準価格は、国土交通省モデルを準用して運用してきたが、平成29年4月より国土交通省が測量及び建設コンサルタントの調査基準価格の引き上げを実施したことを受け、本県においても平成29年10月1日より国土交通省と同様の改定を行うもの。

(赤字部が今回改定)



※1 設計額に対する調査基準価格の上限、下限の設定範囲は国に準じて6/10～8/10とする。

※国改定内容は、本社従業員等の賃金等を最新のデータに基づき見直し、算入率を変更したもの。

○失格判断基準額は調査基準価格に連動しているため、現行制度を継続する

# 建設関連業務の失格判断基準額(数値的判断基準)について 宮城県

失格判断基準額は、宮城県独自モデルにより運用している。(国土交通省は失格判断基準の運用なし)  
 失格判断基準額は調査基準価格に連動しているため、現行制度を継続する。

調査基準価格の算出 (赤字部は今回の改定)

業種区分	調査基準価格 = Σ ①～④			
	①	②	③	④
	直接業務費相当額 ⑤		諸経費相当額 ⑥	
建設コンサルタント	直接人件費	直接経費	その他原価 × 0.9	一般管理費 × 0.45 → 0.48
測量	直接測量費	測量調査費	諸経費 × 0.45 → 0.48	—
地質調査 (改定なし)	直接調査費	間接調査費 × 0.9	解析等調査業務 × 0.8	諸経費 × 0.45
補償コンサルタント (改定なし)	直接人件費	直接経費	その他原価 × 0.9	一般管理費等 × 0.45
建築・設備 (改定なし)	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 0.6	諸経費 × 0.6

【失格判断基準額 1】

調査基準価格における直接業務費相当額 (⑤)  
 × 0.8

【失格判断基準額 2】

調査基準価格における諸経費相当額 (⑥)  
 × 0.8

【失格判断基準額 3】 ※1

入札価格の平均額 × 0.9

※1失格判断基準3(入札金額基準)の適用についての補足	入札参加者3者未満	入札参加者 5者未満	入札参加者 5者以上
	適用外	全入札者の入札金額を用いて平均額を算定	
	各入札者の入札金額が、設計額の60%を乗じた額を下回る場合、設計額の60%に置き換える。算定した失格判断基準額3が、調査基準価格を上回る場合、調査基準価格に置き換える。		

## 改定に係る資料のホームページ等の掲載箇所について

### 【建設工事】

①建設工事執行規則取扱要綱



<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk20.html>

(建設工事及び建設関連業務の要綱・要領, 様式集の NO.101)

②建設工事の履行能力確認調査における数値的判断基準



<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk59.html>

### 【建設関連業務】

③建設関連業務に係る履行能力確認調査実施要領



<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk20.html>

(建設工事及び建設関連業務の要綱・要領, 様式集の NO.202)

④建設関連業務履行能力確認調査・審査基準



<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk20.html>

(建設工事及び建設関連業務の要綱・要領, 様式集の NO.203)

- 上記のほか, 入札情報サービス/共通ファイルダウンロードへも掲載しておりますのでこちらもご確認願います。



<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/ksn.html>



入札情報サービスは,  
24時間365日ご利用できます。

# 建設関連業務における総合評価落札方式 「簡易型（実績重視型）」の追加導入について

宮城県

平成29年10月施行

## 改正の基本的な考え方

総合評価落札方式の実施拡大に向け、「簡易型（実績重視型）」を追加導入

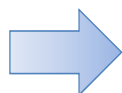
総合評価落札方式の実施拡大に向け、技術提案等の作成や審査による受発注者相互の負担軽減を図るため、技術提案等を要しない測量業務において、現行制度の標準型、簡易型（実施方針型）に加え、「企業評価」、「技術者評価」のみを評価項目とし、「実施方針」、「技術提案」を評価項目としない「簡易型（実績重視型）」を平成29年10月から追加導入するもの。

【現行（平成21年度～）】

簡易型	標準型
・企業評価	・企業評価
・技術者評価	・技術者評価
・実施方針	・実施方針
—	・技術提案

【平成29年10月～】

簡易型 （実績重視型）	簡易型 （実施方針型）	標準型
・企業評価	・企業評価	・企業評価
・技術者評価	・技術者評価	・技術者評価
—	・実施方針	・実施方針
—	—	・技術提案





## 対象金額【変更なし】

測量・建設コンサルタント業務においては500万円以上、地質調査・補償コンサルタント・建築設計においては250万円以上の業務で執行者が必要と認めるもの。

## 形式別適用方法の考え方

### ●標準型

当該業務の実施方針及び課題に関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務の場合に適用する。

### ●簡易型（実施方針型）

当該業務の実施方針を求めることによって、品質向上を期待できる業務の場合に適用する。

### ●簡易型（実績重視型）【追加導入】

標準型及び簡易型（実施方針型）以外の場合に適用する。

<参考> 適用例：設計額1,000万円以上の測量業務

【変更なし】 【変更なし】 【追加導入】


評価の視点			評価項目	標準型			簡易型（実施方針型）			簡易型（実績重視型）		
				配点	倍率	評価点	配点	倍率	評価点	配点	倍率	評価点
企業評価	資格・実績等	専門技術力	過去5年間の同種業務の実績	20		4	20	4	20	4	20	
			過去2年間の同種業務の成績(最高点)	20		4	20	4	20	4	20	
	業務の品質	品質管理	ISO9001認証の取得	10		2	10	2	10	2	10	
		情報収集力	過去5年間の当該業務箇所、周辺での業務実績	20		4	20	4	20	4	20	
	社会的責任	地域貢献	過去2年間の会社としてのボランティア活動の実績	10	0.2	2	10	0.2	2	10	0.2	2
		環境対策	ISO14001又は、みちのくEMS認証の取得	10		2	10	2	10	2	10	
		労働福祉	障害者雇用条件	10		2	10	2	10	2	10	
		業務実施体制	再委託状況	(-30)		(-6)	(-30)	(-6)	(-30)	(-6)	(-30)	
	事故及び不誠実な行為	指名停止または文書注意	(-30)		(-6)	(-30)	(-6)	(-30)	(-6)	(-30)		
	小計			100		20	100	20	100	20		
技術者評価	資格・実績等	資格要件	技術者資格等(管理技術者)	10		2	10	2	10	2	10	
			技術者の継続的学習状況(管理技術者)	20		4	20	4	20	4	20	
		専門技術力	過去5年間の同種業務の実績(管理技術者)	20	0.2	4	20	0.2	4	20	0.2	4
			過去2年間の担当した同種業務の成績(最高点)(管理技術者)	10		2	10	2	10	2	10	
		情報収集力	過去5年間の当該業務箇所、周辺での業務実績(管理技術者)	20		4	20	4	20	4	20	
	専任性	手持ち業務数(管理技術者)	20		4	20	4	20	4	20		
	小計			100		20	100	20	100	20		
実施方針	業務理解度	業務の目的・設計条件	業務の目的と設計条件の理解度	40		4	40	4				
	実施手順	業務実施手順	業務工程表	10	0.1	1	10	0.1	1			
	業務提案	業務の手法	業務の手法	40		4	40	4				
		その他	業務提案	10		1	10	1				
	小計			100		10	100	10				
技術提案	全体		各課題の整合性	50	0.5	25						
	業務提案		各課題に対する回答の的確性、実現性、独創性	50		25						
	小計			100		50						
価格以外の評価点計						100		50		40		
価格評価点						50		50		50		
総合評価点						150		100		90		
【価格：価格以外】						【1：2】		【1：1】		【1：0.8】		

## 改正に係る資料のホームページ等の掲載箇所について

### 建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引き

 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk79.html>

- 上記のほか、入札情報サービス／共通ファイルダウンロードへも掲載しておりますのでこちらもご確認願います。

 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/ksn.html>

入札情報サービス  
入口

入札情報サービスは、  
24時間365日ご利用できます。

# 地域維持型建設共同企業体（地域維持型 J V）制度の導入について

宮城県土木部

平成29年10月施行

## 地域維持型建設共同企業体（地域維持型 J V）制度の導入について 宮城県

平成28年度から国道347号（鍋越峠）において、効率的かつ持続的に維持管理が行えるよう除融雪業務と道路管理業務を包括し、複数年契約とした「**地域維持型契約方式**」を試行導入したところであるが、施工の効率化や施行体制の安定的な確保を図り、地域の維持管理が持続的に行われるよう、新たな共同受注の制度として、平成29年10月1日より地域維持型建設共同企業体（地域維持型 J V）制度を導入するものである。

### 地域維持型契約方式

地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のため、地域の実情に応じ、入札契約制度において、**複数年契約**、**包括発注**、**共同受注**といった方式を導入

### 新たな共同受注の制度

**地域維持型建設共同企業体  
（地域維持型 J V）制度**

宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準の概要

- ①性格 **地域の維持管理に不可欠な事業**につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その**実施体制を安定確保**するために結成される共同企業体
- ②工事の種類・規模 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など**地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事**(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)
- ③構成員(数, 組合せ, 資格)
  - ・地域や対象となり得る工事の実情に応じ**円滑な共同施工が確保できる数**(2~10社程度)
  - ・**総合的な企画・調整・管理を行う者**(土木工事業の許可を有する代表者)を少なくとも**1社含む**(代表者は、同一の地域ブロック内に、本社又は本店が10年以上所在する者であること。)
  - ・**地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる**(すべての構成員は同一地域ブロック内に本社・本店を有し、構成員のうち二分の一以上は、同一の地域ブロック内に、10年以上本社又は本店が所在する者であること。)
- ④技術者要件 通常のJVよりも**技術者要件(専任制)を緩和**  
(請負工事の共同施行方式において、代表者が専任で技術者を配置した場合、他の構成員の設置する技術者の専任を求めない。)
- ⑤登録 単体との**同時登録**及び経常・特定JVとの**同時結成・登録**が可能

※運用基準等は、別途、ホームページに掲載します。

地域維持型建設共同企業体(地域維持型JV)制度 導入スケジュール 宮城県

平成29年10月1日より地域維持型JVとしての入札参加登録を開始し、平成30年度から、地域の実情に応じて、地域維持型JVを参加可能としたモデル工事等を実施する

